

(6) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	()	
		期首関西国際空港用地 整備準備金の金額			16	円	
		翌 期 総 益 金 算 入 額 の 計 算	均等益金算入額の計算	基準事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額	17		
			均等益金算入額 (17) × —		18		
			同上以外の場合による 益金算入額		19		
(2) の 内 訳	(2)のうち損金経理 による積立額	5	計 (18) + (19)		20		
	(2)のうち剰余金の 処分による積立額		当期積立額のうち損金算入額 (15)		21		
	空基港準備用地額取の得 計額算		期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16) - (20) + (21)		22		
	指定会社所得金額又は 指定会社連結所得金額 (別表四「39の①」又は(別表 四の二「47の①」+「48の①」 +「49の①」+「50の①」))		貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金		23		
	新関空会社所得金額		差引 (23) - (22)		24		
	新関空会社欠損金額		貸借対照表の取崩不足額 (20) - ((2) - (23) - 前期の(23))		25		
	((7)+(8)又は((7)-(9))) × $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)		積立限度超過額 (2) - (14)		26		
	所得基準額 (7) - (10)		当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)		27		
	空基港準備用地額整の備 債務算		前期以前分	前期末における差額 (前期の(24))		28	
積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)		14					
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額)		15					

別表十二（十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第12条第1項第1号《事業の実施の特例》に規定する指定会社が、措置法第57条の7《関西国際空港用地整備準備金》の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の57《関西国際空港用地整備準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「(2)のうち損金経理による積立額3」に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の二付表「加算」に記載し、かつ、「15」の金額を別表四「43」又は別表四の二付表「51」に記載します。
- 3 「(2)のうち剩余金の処分による積立額4」に金額の記載がある場合には、「15」の金額を別表四「43」又は別表四の二付表「51」に記載します。
- 4 「期首関西国際空港用地整備準備金の金額16」には、当期首現在の税務計算上の関西国際空港用地整備準備金の金額を記載します。